

- ⑨ 所有する高圧ガス容器が不要になった場合は、速やかに高圧ガス供給事業者に連絡し、適切に処分する。
- ⑩ 高圧ガスによる事故（災害又は高圧ガス容器の盗難・喪失を含む。）が発生した場合、高圧ガス保安法第63条第1項に基づき、速やかに関係機関への通報が行えるよう、予め事故時の通報連絡体制を構築し、従業員に周知する。
- ⑪ 高圧ガス容器の管理責任者を含む全ての従業員に対して、1年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

愛媛県高圧ガス容器管理指針

5. 関係団体がとるべき措置

関係団体は、「1. 指針の目的」を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、高圧ガス供給事業者及び高圧ガス消費事業者に対し周知、啓発する。
- ② 適正に管理されていない高圧ガス容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（充てん所内の容器置場を含む。）を設けるなど、必要な措置をとる。

6. 放置された高圧ガス容器（以下「放置容器」という。）の取扱い

放置容器を発見した者は、自ら処理することなく、直ちに高圧ガス供給事業者又は関係団体に通報し、処理を依頼する。また、高圧ガス供給事業者及び関係団体は、放置容器を適正に処理するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- ① 放置容器の処理体制を確立する。
- ② 放置容器の発見者から速やかに通報を受ける体制を確立する。
- ③ ①及び②について、高圧ガス消費事業者に周知する。

平成28年12月

四国高圧ガス容器管理委員会 愛媛県支部
愛媛県高圧ガス保安協会
四国高圧ガス協議会 愛媛県支部
(一社)日本産業・医療ガス協会 四国地域本部
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課 監修

この指針は、平成28年12月1日から施行する。

愛媛県高圧ガス容器管理指針

四国高圧ガス容器管理委員会 愛媛県支部
愛媛県高圧ガス保安協会
四国高圧ガス協議会 愛媛県支部
(一社)日本産業・医療ガス協会 四国地域本部
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課 監修

1. 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法及び関連法規に基づき、高圧ガス容器を適正に管理することにより、災害の発生を防止するとともに、高圧ガス容器の盗難、喪失及び放置を防止し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

2. 指針の対象

この指針の対象は、愛媛県内において、高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条第1項に規定する容器であって、内容積が1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）により、工業用、建設用、試験研究用等に使用される高圧ガスを供給する事業者（製造事業者及び販売事業者。以下「高圧ガス供給事業者」という。）及び消費する事業者（以下「高圧ガス消費事業者」という。）とする。

3. 高圧ガス供給事業者がとるべき措置

高圧ガス供給事業者は、「1. 指針の目的」を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- ① 高圧ガス消費事業者に対し、保安を啓発するため、本指針など適切な情報を提供する。
- ② 高圧ガス容器を所有している場合は、容器所有者としての識別表示を確実にする。
- ③ 高圧ガスの販売に際しては、高圧ガス容器は原則として貸与することとし、高圧ガス消費事業者にその旨明示する。
- ④ 高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳を備え、常に高圧ガス容器の所在を管理する。
- ⑤ 高圧ガス消費事業者の高圧ガス容器管理状況を6ヶ月に1回以上調査するなど、保安の啓発に努める。
- ⑥ 高圧ガス消費事業者から使用済み高圧ガス容器の回収依頼があった場合は、当該高圧ガス供給事業者所有以外の容器であっても回収し、回収した高圧ガス容器は、所有者に返却する。

- ⑦ 高圧ガス消費事業者に高圧ガス容器を引渡した後、同一事業者に留置する期間は、原則1年以内とする。
- ⑧ 高圧ガスを充てんした高圧ガス容器が危険な状態になった場合、高圧ガス保安法第36条に基づき応急措置を講じる。
- ⑨ 高圧ガスによる事故（災害又は高圧ガス容器の盗難・喪失を含む。）が発生した場合、高圧ガス保安法第63条第1項に基づき、速やかに関係機関への通報が行えるよう、予め事故時の通報連絡体制を構築し、従業員に周知する。
- ⑩ 従業員に対して、計画的に高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

4. 高圧ガス消費事業者のとるべき措置

高圧ガス消費事業者は、「1. 指針の目的」を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器は常に適正に保管して高圧ガスを消費する。特に湿気・水滴などが存在する環境下では、高圧ガス容器の外面腐食が進行しやすいため、保管しない。
- ② 高圧ガス容器および調整器・配管・ホース・逆火防止器などの附属設備については、日常点検の他、6ヶ月に1回以上定期点検を実施し、機能に問題がないことを確認のうえ、安全に高圧ガスを消費する。
- ③ 高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により、常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在を管理する。
- ④ 高圧ガス容器の管理責任者は、作業開始時および作業終了時などに高圧ガス容器の管理状況を確認する。
- ⑤ 高圧ガス供給事業者から得た保安情報は、速やかに従業員に対し周知する。
- ⑥ 高圧ガス供給事業者から保安上の助言を受けた場合は、速やかに改善し、保安の確保に努める。
- ⑦ 高圧ガス容器（高圧ガス消費事業者が所有する場合を除く。）は、使用し終えたら速やかに高圧ガス供給事業者に返却する。
- ⑧ 高圧ガス容器（高圧ガス消費事業者が所有する場合を除く。）は、使用中であっても、受入れ後、留置する期間は、原則として1年以内とする。また、高圧ガス供給事業者が行う容器回収には速やかに応じる。